

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年11月6日
【四半期会計期間】	第41期第2四半期（自 平成26年7月1日 至 平成26年9月30日）
【会社名】	株式会社K S K
【英訳名】	KSK CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 河村 具美
【本店の所在の場所】	東京都稲城市百村1625番地2
【電話番号】	042(378)1100(代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役 管理本部長 牧野 信之
【最寄りの連絡場所】	東京都稲城市百村1625番地2
【電話番号】	042(378)1100(代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役 管理本部長 牧野 信之
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第40期 第2四半期連結 累計期間	第41期 第2四半期連結 累計期間	第40期
会計期間	平成25年 4月1日から 平成25年 9月30日まで	平成26年 4月1日から 平成26年 9月30日まで	平成25年 4月1日から 平成26年 3月31日まで
売上高 (百万円)	6,148	6,340	13,045
経常利益 (百万円)	379	275	849
四半期(当期)純利益 (百万円)	214	166	484
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	239	216	563
純資産額 (百万円)	7,974	8,156	8,176
総資産額 (百万円)	10,526	11,202	11,231
1株当たり四半期(当期)純利益 金額 (円)	33.68	26.30	76.14
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額 (円)	-	26.25	-
自己資本比率 (%)	75.7	72.6	72.8
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	181	236	443
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	74	117	284
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	130	222	130
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高 (百万円)	4,134	4,081	4,185

回次	第40期 第2四半期連結 会計期間	第41期 第2四半期連結 会計期間
会計期間	平成25年 7月1日から 平成25年 9月30日まで	平成26年 7月1日から 平成26年 9月30日まで
1株当たり四半期純利益金額 (円)	23.53	19.16

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 第40期末より金額の表示単位を千円単位から百万円単位に変更しております。なお、比較を容易にするため、第40期第2四半期連結累計期間についても百万円単位に変更して表示しております。
3. 売上高には消費税及び地方消費税(以下、消費税等という。)は含まれておりません。
4. 第40期第2四半期連結累計期間および第40期の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額は、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日において、当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

(1)業績の状況

当第2四半期連結累計期間における我が国経済は、消費税引き上げに伴う駆け込み需要の反動減による個人消費や住宅投資の落ち込み幅は予想を下回ったものの、その回復の長期化や中小企業ではコスト増につながる急速な円安の進行などから、先行きは不透明なものとなっております。

当社グループが属する情報サービス産業界においては、企業のシステム投資が回復しつつあるものの、優秀な技術者の確保が重要な課題となりつつあります。

このような環境の中で、当社グループでは、創立40周年を機に長期的な展望に基づき、新たな価値の創造を目的とした、新中期経営計画「共創」をスタートさせました。計画目標の達成には技術者の確保が鍵となりますが、従来のキャリア採用と第2新卒採用だけでは必要な人数の確保が難しいことから、新卒採用再開に向けて体制の強化に努めております。なお、第1四半期に創立40周年記念事業を実施し、総額112百万円の費用支出をしております。

以上の結果、当第2四半期連結累計期間の売上高は6,340百万円（前年同期比3.1%増）、営業利益につきましては257百万円（前年同期比28.4%減）、経常利益につきましては275百万円（前年同期比27.4%減）、四半期純利益につきましては166百万円（前年同期比22.3%減）となりました。

セグメント別の業績は、次のとおりであります。

(イ)システムコア事業

半導体試験装置開発業務は依然として稼働率が回復しないものの、組込ソフトウェア開発の分野では携帯電話関連業務の受注減を補う形で車載関連業務やその他の業務の受注が伸びていることから、売上高は1,288百万円（前年同期比1.9%増）、セグメント利益は268百万円（前年同期比9.0%減）となりました。

(ロ)ITソリューション事業

採算性の低い大口システム開発案件の影響やデータエントリー業務の採算性悪化などから、売上高は1,824百万円（前年同期比0.5%増）、セグメント利益は126百万円（前年同期比30.7%減）となりました。

(ハ)ネットワークサービス事業

ネットワークの構築をはじめとする情報インフラに関する部分の業務は需要が拡大し、重点的に技術者を投入できたことなどから、売上高は3,226百万円（前年同期比5.2%増）、セグメント利益は503百万円（前年同期比1.9%増）となりました。

(2)財政状態の状況

当第2四半期連結会計期間末における総資産は、11,202百万円と前連結会計年度末に比べ29百万円の減少となりました。これは主に、流動資産の現金及び預金が104百万円、受取手形及び売掛金が169百万円、固定資産の投資有価証券が40百万円それぞれ減少した一方で、流動資産の仕掛品が135百万円、有価証券が202百万円それぞれ増加したことなどによるものであります。

負債は、3,045百万円と前連結会計年度末に比べ9百万円の減少となりました。これは主に流動負債において、買掛金が97百万円、未払法人税等が86百万円それぞれ減少した一方で、流動負債その他に含まれる未払消費税等が133百万円、固定負債の退職給付に係る債務が82百万円、それぞれ増加したことなどによるものであります。

純資産は、8,156百万円と前連結会計年度末に比べ19百万円の減少となりました。これは主に利益剰余金が四半期純利益の計上で166百万円、その他有価証券評価差額金が42百万円それぞれ増加した一方で、配当金の支払いにより190百万円、自己株式の取得により33百万円それぞれ減少したことなどによるものであります。

(3)キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）は、前連結会計年度末に比べ104百万円減少し4,081百万円となりました。

各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期連結累計期間において、営業活動の結果得られた資金は236百万円(前年同期比54百万円の獲得増)となりましたが、これは主に税金等調整前四半期純利益の計上273百万円や売上債権の減少169百万円、未払消費税等の増加133百万円や長期未払金の増加224百万円などの増加要因があった一方で、役員退職慰労引当金の減少253百万円やたな卸資産の増加135百万円、法人税等の支払額197百万円などといった減少要因があったことなどによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期連結累計期間において、投資活動の結果使用した資金は117百万円(前年同期比43百万円の支出増)となりましたが、これは主に有価証券の取得による支出400百万円や投資有価証券の取得による支出303百万円などといった減少要因があった一方で、有価証券の償還による収入600百万円という増加要因があったことなどによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期連結累計期間において、財務活動の結果使用した資金は222百万円(前年同期比92百万円の支出増)となりましたが、これは主に配当金の支払額189百万円などといった要因などがあったことなどによるものであります。

(4)事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

(5)研究開発活動

当第2四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は29百万円であります。

なお、当第2四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	20,000,000
計	20,000,000

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末現在発行数(株) (平成26年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成26年11月6日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	7,636,368	7,636,368	東京証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	単元株式数 100株
計	7,636,368	7,636,368	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

当第2四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

2014年第1回株式報酬型新株予約権

決議年月日	平成26年6月27日
新株予約権の数(個)	3,184(注1)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	31,840(注1)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	自 平成26年7月30日 至 平成56年7月29日(注2)
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 733(注3) 資本組入額 367
新株予約権の行使の条件	(注4)
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注5)
新株予約権の取得条項に関する事項	(注6)

(注)1. 新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式数(以下「付与株式数」という。)は10株とする。

なお、当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割または株式併合の比率

また、割当日後に当社が合併、会社分割を行う場合、株式無償割当を行う場合、その他これらに準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲内で付与株式数は適切に調整されるものとする。

2. 新株予約権の行使期間

新株予約権の行使期間の最終日が当社の休業日にあたる時は、その前営業日を最終日とする。

3. 発行価格は、新株予約権の払込金額(1株当たり732円)と行使時の払込金額(1株当たり1円)を合算している。

なお、新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、新株予約権の払込金額(1株当たり732円)の払込みに代えて当社に対する報酬債権と相殺している。

4. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。

新株予約権者が死亡した場合、その者の法定相続人のうち1名のみにも帰属した場合に限り、新株予約権を行使することができる。

その他の行使条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

5. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）については、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社の新株予約権を新たに交付するものとする。

ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付するものとする。

新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類および数

新株予約権の目的となる株式の種類は再編対象会社普通株式とし、新株予約権の行使により交付する再編対象会社普通株式の数は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記（注1）に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に当該各新株予約権の目的となる株式数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たりの金額を1円とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の取得に関する事項

下記（注6）の から に準じて決定する。

新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

a. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

b. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から上記aに定める増加する資本金の額を減じた金額とする。

6. 新株予約権の取得条項に関する事項

新株予約権者が権利行使する前に、上記（注4）の から の定めまたは新株予約権割当契約の定めにより新株予約権を行使できなくなった場合、当社は当社の取締役会が別途定める日をもって当該新株予約権を無償で取得することができる。

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画の承認の議案が当社の株主総会（株主総会が不要な場合は当社の取締役会）において承認された場合は、当社の取締役会が別途定める日をもって、同日時点で権利行使されていない新株予約権を無償で取得することができる。

2014年第2回新株予約権

決議年月日	平成26年6月27日
新株予約権の数(個)	830(注1)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	83,000(注1)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	790(注2)
新株予約権の行使期間	自平成31年7月30日 至平成36年6月26日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 943(注3) 資本組入額 472
新株予約権の行使の条件	(注4)
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注5)
新株予約権の取得条項に関する事項	(注6)

(注)1. 新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式数(以下「付与株式数」という。)は100株とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数について行われ、調整により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転(以下総称して「合併等」という。)を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で株式数を調整することができる。

2. 新株予約権の行使時の払込金額

当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、新株予約権の行使に際して払込をすべき1株当たりの金額(以下「行使価格」という。)は、株式分割または株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・合併の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求。))に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の転換または行使の場合を除く。)、上記の行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込価額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

さらに、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

3. 発行価格は、割当日における新株予約権の公正価額（1株当たり153円）と行使時の払込金額（1株当たり790円）を合算している。
4. 新株予約権の行使の条件
新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にあることを要す。ただし、取締役、監査役が任期満了により退任した場合、従業員が定年により退職した場合にはこの限りではない。また、当社取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。
その他権利行使の条件は、当社取締役会の決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
5. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項
組織再編に際して定める契約書または計画書等に以下定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。
合併（当社が消滅する場合に限る。）
合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社
吸収分割
吸収分割をする株式会社とその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社
新設分割
新設分割により設立する株式会社
株式交換
株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社
株式移転
株式移転により設立する株式会社
6. 新株予約権の取得条項に関する事項
当社は、新株予約権者が上記（注4）の または により新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で取得することができる。
当社は、当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

（3）【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

（4）【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

（5）【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数（株）	発行済株式総数残高（株）	資本金増減額（百万円）	資本金残高（百万円）	資本準備金増減額（百万円）	資本準備金残高（百万円）
平成26年7月1日～平成26年9月30日	-	7,636,368	-	1,448	-	1,269

(6) 【大株主の状況】

平成26年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
山崎 陽子	神奈川県川崎市麻生区	903	11.83
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND (常任代理人 (株)三菱東京UFJ銀行)	82 DEVONSHIRE ST BOSTON MA 02109 U.S.A (東京都千代田区丸の内二丁目7番地 1号)	620	8.13
山崎 武幹	神奈川県川崎市麻生区	462	6.05
山崎 武寛	神奈川県川崎市麻生区	462	6.05
K S K 従業員持株会	東京都稲城市百村1625番地2	353	4.63
村上 洋子	東京都稲城市	207	2.71
竹田 和平	愛知県名古屋市天白区	184	2.42
石井 公子	神奈川県横浜市南区	157	2.06
A G S 株式会社	埼玉県さいたま市浦和区針ヶ谷四丁目 3番25号	147	1.92
BBH FOR FIDELITY PURITAN TR:FIDELITY SR INTRINSIC OPPORTUNITIES FUND (常任代理人 (株)三菱東京UFJ銀行)	82 DEVONSHIRE ST BOSTON MA 02109 U.S.A (東京都千代田区丸の内二丁目7番地 1号)	121	1.60
計	-	3,619	47.40

(注) 上記のほか、自己株式が1,325千株あります。

(7) 【議決権の状況】
【発行済株式】

平成26年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 1,325,600	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 6,309,100	63,091	-
単元未満株式	普通株式 1,668	-	-
発行済株式総数	7,636,368	-	-
総株主の議決権	-	63,091	-

(注) 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が1,000株含まれております。また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数10個が含まれております。

【自己株式等】

平成26年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社K S K	東京都稲城市百村 1625番地2	1,325,600	-	1,325,600	17.36
計	-	1,325,600	-	1,325,600	17.36

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

当社の四半期連結財務諸表に掲記される科目その他の事項の金額は、従来、千円単位で記載しておりましたが、前連結会計年度末より百万円単位で記載することに変更いたしました。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間（平成26年7月1日から平成26年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成26年4月1日から平成26年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成26年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	4,585	4,481
受取手形及び売掛金	2,700	2,531
有価証券	499	702
商品	2	1
仕掛品	87	223
原材料及び貯蔵品	1	0
その他	666	652
貸倒引当金	49	46
流動資産合計	8,494	8,547
固定資産		
有形固定資産	670	643
無形固定資産	129	108
投資その他の資産		
投資有価証券	1,407	1,367
その他	557	562
貸倒引当金	28	28
投資その他の資産合計	1,936	1,901
固定資産合計	2,736	2,654
資産合計	11,231	11,202

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成26年9月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	233	135
短期借入金	40	40
未払法人税等	209	122
賞与引当金	807	784
工事損失引当金	0	1
資産除去債務	1	-
その他	669	813
流動負債合計	1,961	1,897
固定負債		
退職給付に係る負債	799	881
役員退職慰労引当金	253	-
資産除去債務	41	41
その他	-	224
固定負債合計	1,094	1,148
負債合計	3,055	3,045
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,448	1,448
資本剰余金	1,636	1,636
利益剰余金	5,707	5,647
自己株式	646	679
株主資本合計	8,146	8,053
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	148	191
退職給付に係る調整累計額	122	115
その他の包括利益累計額合計	26	76
新株予約権	-	23
少数株主持分	3	3
純資産合計	8,176	8,156
負債純資産合計	11,231	11,202

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第 2 四半期連結累計期間】

(単位 : 百万円)

	前第 2 四半期連結累計期間 (自 平成25年 4 月 1 日 至 平成25年 9 月30日)	当第 2 四半期連結累計期間 (自 平成26年 4 月 1 日 至 平成26年 9 月30日)
売上高	6,148	6,340
売上原価	4,989	5,255
売上総利益	1,159	1,084
販売費及び一般管理費	799	827
営業利益	359	257
営業外収益		
受取利息	8	10
受取配当金	3	4
その他	8	3
営業外収益合計	20	18
営業外費用		
支払利息	0	0
その他	0	0
営業外費用合計	0	0
経常利益	379	275
特別損失		
固定資産除却損	2	2
特別損失合計	2	2
税金等調整前四半期純利益	377	273
法人税等	162	106
少数株主損益調整前四半期純利益	214	166
少数株主利益	0	0
四半期純利益	214	166

【四半期連結包括利益計算書】
 【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年9月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益	214	166
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	24	42
退職給付に係る調整額	-	7
その他の包括利益合計	24	49
四半期包括利益	239	216
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	239	216
少数株主に係る四半期包括利益	0	0

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	377	273
減価償却費	63	47
貸倒引当金の増減額(は減少)	100	2
賞与引当金の増減額(は減少)	68	23
退職給付引当金の増減額(は減少)	27	-
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	-	38
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	15	253
受取利息及び受取配当金	12	14
支払利息	0	0
有形固定資産除売却損益(は益)	1	0
無形固定資産除売却損益(は益)	0	1
売上債権の増減額(は増加)	258	169
たな卸資産の増減額(は増加)	104	135
仕入債務の増減額(は減少)	29	97
未払消費税等の増減額(は減少)	15	133
長期未払金の増減額(は減少)	-	224
その他	18	55
小計	395	417
利息及び配当金の受取額	10	15
利息の支払額	0	0
法人税等の支払額	225	197
法人税等の還付額	0	1
営業活動によるキャッシュ・フロー	181	236
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	400	400
有価証券の償還による収入	400	600
資産除去債務の履行による支出	1	1
有形固定資産の取得による支出	58	1
無形固定資産の取得による支出	11	2
投資有価証券の取得による支出	1	303
その他	1	8
投資活動によるキャッシュ・フロー	74	117
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	100	100
短期借入金の返済による支出	120	100
自己株式の取得による支出	12	33
配当金の支払額	95	189
少数株主への配当金の支払額	3	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	130	222
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	22	104
現金及び現金同等物の期首残高	4,156	4,185
現金及び現金同等物の四半期末残高	4,134	4,081

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

該当事項はありません。

(会計方針の変更)

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて第1四半期連結会計期間より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更、並びに割引率の決定方法を割引率決定の基礎となる債券の期間について従業員の平均残存勤務期間に近似した年数を基礎に決定する方法から退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更いたしました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、第1四半期連結会計期間の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当第2四半期連結累計期間の期首の退職給付に係る負債が56百万円増加し、利益剰余金が36百万円減少しております。なお、これによる損益に与える影響は軽微であります。

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

(税金費用の計算)

税金費用については、当第2四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

(四半期連結貸借対照表関係)

該当事項はありません。

(四半期連結損益計算書関係)

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)
貸倒引当金繰入額	11百万円	2百万円
役員報酬	88	102
給料及び手当	168	171
賞与引当金繰入額	32	35
退職給付費用	5	7
役員退職慰労引当金繰入額	15	5
減価償却費	29	26

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前第2四半期連結累計期間 (平成25年4月1日から 平成25年9月30日まで)	当第2四半期連結累計期間 (平成26年4月1日から 平成26年9月30日まで)
現金及び預金勘定	4,534百万円	4,481百万円
預入期間が3か月を超える定期預金	400	400
現金及び現金同等物	4,134	4,081

(株主資本等関係)

前第2四半期連結累計期間(平成25年4月1日から平成25年9月30日まで)

配当に関する事項

(1)配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年6月27日 定時株主総会	普通株式	95	15	平成25年3月31日	平成25年6月28日	利益剰余金

(2)基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間末後となるもの
該当事項はありません。

当第2四半期連結累計期間(平成26年4月1日から平成26年9月30日まで)

配当に関する事項

(1)配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成26年6月27日 定時株主総会	普通株式	190	30	平成26年3月31日	平成26年6月30日	利益剰余金

(注)1株当たりの配当額の内訳は、普通配当15円と記念配当15円であります。

(2)基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間末後となるもの
該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第2四半期連結累計期間(自平成25年4月1日至平成25年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益の金額に関する情報

(単位:百万円)

	システムコア事業	ITソリューション事業	ネットワークサービス事業	合計
売上高				
外部顧客への売上高	1,264	1,816	3,067	6,148
セグメント間の内部売上高又は振替高	-	6	2	9
計	1,264	1,822	3,070	6,157
セグメント利益	294	182	494	971

2. 報告セグメントの利益の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)

(単位:百万円)

利益	金額
報告セグメント計	971
セグメント間取引消去	51
全社費用(注)	663
四半期連結損益計算書の営業利益	359

(注)全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない総務・経理部門等の管理部門に係る費用であります。

当第2四半期連結累計期間（自平成26年4月1日 至平成26年9月30日）

1．報告セグメントごとの売上高及び利益の金額に関する情報

（単位：百万円）

	システムコア事業	ITソリューション事業	ネットワークサービス事業	合計
売上高				
外部顧客への売上高	1,288	1,824	3,226	6,340
セグメント間の内部売上高又は振替高	-	0	1	1
計	1,288	1,825	3,227	6,341
セグメント利益	268	126	503	898

2．報告セグメントの利益の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）

（単位：百万円）

利益	金額
報告セグメント計	898
セグメント間取引消去	49
全社費用（注）	690
四半期連結損益計算書の営業利益	257

（注）全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない総務・経理部門等の管理部門に係る費用であります。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (平成25年4月1日から 平成25年9月30日まで)	当第2四半期連結累計期間 (平成26年4月1日から 平成26年9月30日まで)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	33円68銭	26円30銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(百万円)	214	166
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額(百万円)	214	166
普通株式の期中平均株式数(株)	6,370,263	6,342,439
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	-	26円25銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(百万円)	-	-
(うち支払利息(税額相当額控除後) (百万円))	(-)	(-)
(うち事務手数料(税額相当額控除後) (百万円))	(-)	(-)
普通株式増加数(株)	-	11,120
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	-	新株予約権1種類(新株予約権の数830個)詳細は「第3提出会社の状況 1. 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況 2014年第2回新株予約権」に記載のとおりであります。

(注) 前第2四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年11月6日

株式会社K S K

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 笛木 忠男 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 比留間 郁夫 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社K S Kの平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成26年7月1日から平成26年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成26年4月1日から平成26年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社K S K及び連結子会社の平成26年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R Lデータは四半期レビューの対象には含まれておりません。